



当社では来年に新製品の販売を予定しており、現在、その製品名称の商標について検討しているところです。商標を決定する際には商標調査を行う必要があると聞きましたが、どのようにすればよいですか。

(兵庫県 T. M)



### 1. はじめに

新製品が発売される際には、新たな商標が採用されることが多いと思われま。しかし、その商標に対して、同一または類似の他人の登録商標が存在している場合には、単に貴社の商標が登録できないだけでなく、他人の権利を侵害するおそれがあるため注意が必要です。

上記のようなリスクを事前に回避するために行われるものが商標調査です。今回は、その調査方法について無料のデータベース (J-PlatPat) を用いた簡易的な方法を紹介しま。

### 2. 商標調査について

商標調査は、大きく分けて登録性調査と侵害性調査がありますが、いずれも調査対象となる商標 (本件商標) と同一または類似、かつ、指定商品・役務も同一または類似の先願登録商標の有無を調べるのが重要で。すなわち、商標と商品等の両方の側面から類否を考える必要があります。

#### A. 商品・役務の類否について

特許庁の審査では商品等の類否判断を行うにあたり「類似群」を採用しており、同一の類似群に含まれる商品等

は、互いに類似関係にあると推定されるところとして、審査の迅速化・統一化を図っています。

類似群はJ-PlatPatの「商品・役務検索」で検索することができ、例えば「時計」は、区分が第14類で類似群「23A01」の商品に該当しま。

#### B. 商標の類否について

審査基準において、商標の類否は外観・称呼・観念によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合的に勘案して判断するとされていま。

ただ、わが国の審査ではそのうち称呼が重視される傾向にあり、まずは調査対象の商標から生じる称呼をもとに検索し、類否判断を行う方法が一般的で。商標調査では調査対象の商標と検索結果に挙がった商標の各称呼を個別に対比することとなりますが、審査基準で類似と判断されやすいとされている例は以下のとおりで。

#### ●称呼が一音相違の場合

- ①相違音が中間や語尾に位置する場合には近似して聴取されやすい。
- ②商標の音数が多ければ相違する一音の影響が弱くなる。
- ③相違音の母音が共通する場合や、長音 (ー) の有無、促音 (っ) の有無、

弱音 (ム、ン等) の有無による差異のみの場合には音質、音調が近似して聴取されやすい。

#### ●結合商標 (A + B) の一部と同一・類似の先願登録商標 (A or B という形の引用商標) の場合

- ①引用商標が周知・著名であるような場合には、それを含む結合商標と類似と判断されやすい。
- ②結合商標から引用商標部分を除いた部分の識別性が弱い場合には、両商標は類似と判断されやすい。

実際にJ-PlatPatで調査する場合には「商標検索」を使用し、下記検索項目等で検索することができます。

- ・「称呼 (類似検索)」…調査対象の商標の称呼を全角カタカナで入力する。
- ・「類似群コード」…調査商品の類似群コード (23A01等) を入力する。

### 3. まとめ

登録性や侵害性をより正確に判断するためには、商標の識別性等をはじめ他の要件の検討も必要となります。

詳細な調査 (特に侵害性) を希望される場合には一度弁理士にご相談されるとよいでしょう。